

平成25年第1回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

平成25年3月25日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第1号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第2号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第3号議案 幸田町総合計画策定条例の制定について
- 第4号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第5号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準も定める条例の制定について
- 第6号議案 幸田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第7号議案 幸田町民プールの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 第8号議案 幸田町葬儀用祭壇使用条例の廃止について
- 第9号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
- 第11号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第19号議案 平成25年度幸田町一般会計予算
- 第20号議案 平成25年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第21号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第22号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第23号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第24号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
- 第25号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
- 第26号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計予算
- 第27号議案 平成25年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 第28号議案 工事の請負契約について（わしだ保育園増築・大規模改修工事）
- 日程第4 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|--------|----|-------|
| 1番 | 中根秋男君 | 2番 | 杉浦あきら君 | 3番 | 志賀恒男君 |
| 4番 | 鈴木雅史君 | 5番 | 中根久治君 | 6番 | 都築一三君 |

7番 浅井武光君 8番 酒向弘康君 9番 水野千代子君
10番 夏目一成君 11番 笹野康男君 12番 内田 等君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 大獄 弘君
16番 池田久男君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
総務部長	杉浦 護君	健康福祉部長	伊藤光幸君
参 事	長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	中山 豊君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤 学君
教 育 長	内田 浩君	教 育 部 長	春日井輝彦君
消 防 長	近藤 弘君	消 防 次 長 兼 庶 務 課 長	山本正義君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） おはようございます。

さきに開催をされました議案質疑におきまして要求をいただきました要求資料につきまして、本日、お手元のほうに配付をさせていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第 1

○議長（池田久男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を 8 番 酒向弘康君、9 番 水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第 2

○議長（池田久男君） 日程第 2、第 1 号議案から第11号議案までの11件と第19号議案から第27号議案までの 9 件、以上合わせて20件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

8 番、酒向弘康君。

〔8 番 酒向弘康君 登壇〕

○8 番（酒向弘康君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

総務委員会審査結果報告書

平成25年 3 月 25 日

議長 池田久男様

委員長 酒向弘康

平成25年第 1 回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第 1 号 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。地方社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 2 号 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について。国等における住居手当及び勤勉手当との均衡を図ることに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 号 幸田町総合計画策定条例の制定について。地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔8 番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

7 番、浅井武光君。

〔7 番 浅井武光君 登壇〕

○7 番（浅井武光君） 産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成25年3月25日

議長 池田久男様

委員長 浅井武光

平成25年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第8号 幸田町葬儀用祭壇使用条例の廃止について。住宅様式及び葬儀に対する住民意識の変化により祭壇の使用者が減少したことに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。国等における住居手当の均衡を図ることに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町道路占用料条例の一部改正について。道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 町道路線の認定及び廃止について。道路整備に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

〔7番 浅井武光君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

9番、水野千代子君。

〔9番 水野千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成25年3月25日

議長 池田久男様

委員長 水野千代子

平成25年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第4号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について。ホームヘルパー派遣事業及びショートステイ事業におけるサービス利用に係る手数料について、利用者負担金としてサービス提供事業者への直接払いに変更することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第5号 幸田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 幸田町指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町民プールの設置及び管理に関する条例等の一部改正について。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔9番 水野千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

15番、大嶽 弘君。

〔15番 大嶽 弘君 登壇〕

○15番（大嶽 弘君） 審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

予算特別委員会審査結果報告書

平成25年3月25日

議長 池田久雄様

委員長 大嶽 弘

平成25年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第19号 平成25年度幸田町一般会計予算。総予算額122億2,000万円、第2条 一時借入金最高額10億円、第3条 歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 平成25年度幸田町土地取得特別会計予算。総予算額 土地取得費4,480万6,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計予算。総予算額 国民健康保険運営費30億3,113万円。第2条 歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算。総予算額 後期高齢者医療運営費2億6,813万1,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 平成25年度幸田町介護保険特別会計予算。総予算額 介護保険運営費13億9,702万1,000円、第2条 歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算。総予算額 幸田駅前土地区画整理事業運営費1億8,715万4,000円。第2条 地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算。総予算額 農業集落排水事業運営費 3億8,250万4,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第26号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計予算。総予算額 下水道事業運営費 7億91万円。第2条 地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第27号 平成25年度幸田町水道事業会計予算。第1条 総則、第2条 業務の予定量、(1) 給水戸数 1万3,771戸、(2) 年間総給水量 479万7,000立方メートル、(3) 一日平均給水量 1万3,142立方メートル/日、(4) 主な建設改良事業 配水施設建設費 4,617万円、配水施設整備改良費 3億987万8,000円、第3条 収益的収入及び支出 収入 6億8,096万2,000円、支出 6億7,950万3,000円、第4条 資本的収入及び支出 収入 2億1,166万4,000円、支出 3億7,531万3,000円。次ページへお願いします。第5条 一時借入金 限度額 1億円、第6条 予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 8,595万3,000円、第8条 他会計からの補助金 1,000円、第9条 棚卸資産購入限度額 754万1,000円。前ページ、お願いします。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上であります。

[15番 大嶽 弘君 降壇]

○議長（池田久男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 8号議案の葬儀用祭壇貸付条例に関する廃止の関係ですが、この議案審議を通して、現在、3基ある祭壇の活用について、どういう御審議がされたのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今、伊藤議員から質問がありました三つの祭壇の関係でありますけれども、一応委員会では丸山委員からお話があった一つの例として、シルバーにお願いして、少しでも経費を下げるような対応をしたらどうだと。

それから、もう一つは、蒲郡の葬祭場に一つ使うと、こういうふうなことで、そういう意見が出ました。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 審議の経過の中で、だれが言われたかということは省いていただきたいというふうに思います。

そうした中で、1基は蒲郡の斎場に、それから、もう1基はシルバーにというような私は受けとめ方をしましたが、先ほど申し上げましたように、3基という点でいきますと、2基については活用という形ですが、あと1基はどうするのかということと、もう

一つは、シルバーにということ、それはそれで活用の方法はあるわけですが、要は、活用されたときに、今の行政の水準、あるいは行政サービスの水準は維持をされるのかどうかという、そういう担保の関係、どういう担保をしてシルバーあるいは蒲郡市の斎場に活用方を依頼していくのかと。フリーハンドということではないはずなので、少なくとも今のレベル、ラベルと言っては失礼ですが、行政の水準、そういうものについてはどういう担保という点でのお話があったかどうか、審議での経過はどうだったのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 個人名を挙げたことに対しては、ここでおわびを申し上げたいと、こういうふうに思います。

今言われた1点は、蒲郡の葬祭場へということ、残りの2点につきましては、今、内部で調整をしているわけでありまして、先ほど申し上げましたとおり、一つはシルバーにお願いして何とか維持できないか。もう一つは、3点の中で、やはり何には傷んでいるだとか、そういうことがあって、それに対しての補充といいますか、そういうものに一つ充てたらどうだということでもあります。

それから、担保といいますか、そういう関係については、いわゆる、一つは貸し付けといいますか、もしやっていたら、そういう人に一つはお願いしたらどうだという意見も出ました。

以上であります。

○議長（池田久男君） ほかにございせんか。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

ございせんか。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員長報告に対する質疑を許します。

ございせんか。

以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより上程議案20件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

○13番（丸山千代子君） ただいま討論に付されております議案について、反対の立場から討論をしてみたい。

まず、第2号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、第9号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、あわせて反対討論をしてみたい。

小売りやサービス企業を中心に賃金を上げる機運が行ってきております。今、デフレ脱却が景気対策の最重要課題であります。安倍首相自身も春闘交渉の前に賃上げを求め

てまいりました。愛知県ではトヨタ自動車組合に対して満額回答をするなど、民間でも賃上げの方向が出てきております。ところが政府は、国家公務員平均7.8%賃下げに準じて地方公共団体の公務員の賃金を引き下げるよう求めており、閣議決定をいたしました。そして、賃金削減相当分を地方交付税で削減することを含む2013年度予算案を国会に提出したのであります。国家公務員の賃下げ自体が不当なものであり、それをまた地方に押しつけることは許されません。すべての労働者の賃下げにつながる地方公務員の賃下げは撤回すべきであります。こうした地方公務員の賃金、労働条件は自治体での労使交渉を踏まえ、議会の議決を経て決めるものであります。今回のことは明らかな自治への介入であります。相次ぐ公務員給与の削減は地域経済や民間労働者全体の賃金抑制にも影響してくるものであります。幸田町職員の給与の引き下げでは、このような背景のもと、先取りしてのもので、世帯主である自己所有の自宅の住居手当の廃止と勤勉手当基礎額から扶養手当を削除することは、相次ぐ引き下げであります。

提案に当たっては、手当は合法的ではない、県のほうからも手当支給に対して迫っていたもので、近隣や国との調整を配慮した結果、職員組合とは2月19日に確認合意し、住居手当年間180万円、扶養手当約480万円、合わせて約660万円の年間賃下げの議案であります。扶養手当の職員1人当たりの削減額は、最高では6万2,370円、最低では9,212円と、中堅的職員である子育て世帯への影響は大打撃となるものであります。手当は合法ではないとして自治体バランスが必要との説明であります。地域間格差がある中で、基本給を引き下げできない分を手当として生活給に組み込み、バランスをとってきたものであります。労使合意のもとで賃金水準を引き上げてきたものと言えるものではないでしょうか。幸田町職員の給与の引き下げは地域経済への悪影響を広げるものであり、反対するものであります。

次に、第8号議案 幸田町葬儀用祭壇使用条例の廃止についてであります。

住宅様式や葬儀に対する住民意識の変化と町内に民間の葬祭場が事業を開始したことによって利用が減少し、今年度に入ってさらに激減したことで、廃止は苦渋の決断、また、事業仕分けで廃止、または大幅見直しという結果も後押ししたことを理由に掲げております。葬儀用祭壇貸付事業は、町民の福祉に最も深い事業といえ、昭和38年に事業を開始以来、9割を超える世帯が利用、そして、7割から8割と利用も変化してきました。今まで延べ7,003件の葬儀のうち4,645軒が利用し、66.3%の率に上ることは幸田町の福祉施策の誇れる事業と言えるものであります。

平成15年、JAの葬祭場を皮切りとして民間斎場のオープン以来減少しつつあるときにも、議会で利用の促進と周知で継続に向けて取り組むようにと指摘されることも何度かあり、それに対してこたえてきたものでもあります。平成20年には紫水会、平成21年には幸田葬祭と民間斎場の相次ぐオープンは、利便性や民間斎場の比較検討などもでき、町の祭壇貸付事業のさらなる減少となってまいりました。

今年度は霊柩業務が車両の老朽化で廃止、ますます事業しにくいものになりました。しかし、それでも3件の利用者があります。需要はあると思われ。祭壇貸付事業は予測のつかない事業であり、件数把握は難しいものであります。全くのゼロ件はありません。民間の祭壇貸し出しと比較をしてみますと、民間では22万円から23万円の

利用料、町の祭壇貸付事業は4万5,000円、さらにお寺のホールなどを利用すると6万円で、半額以下でお葬式ができるなど、安価で費用を気にすることなく故人を送ることができるものであります。

長引く経済不況や家族形態の変化で家族葬や直送、友人層、簡素な式を希望されるなど、町民のニーズ変化もございます。こうした状況を踏まえ、新斎場オープンにあわせて引き継ぎ、新斎場で祭壇利用できる計画で進めていたものであり、それまで継続すべきと求めて反対するものであります。

第19号議案 平成25年度幸田町一般会計予算についてであります。

2013年度の一般会計予算は、総額122億2,000万円、前年度当初予算比では10億9,178万円、5.4%減額で編成をされてまいりました。長引く経済不況で格差社会の拡大、働く貧困層の増大という社会情勢の中で、依然として景気の低迷と雇用情勢の厳しさが続いております。今、国民が求めているのは、いかに所得をふやすか、安定した雇用で人間らしい暮らしを保障するか、デフレ不況から脱却し、庶民増税、消費税増税なしに国の財政再建への一步を踏み出すかであります。

幸田町においても、リーマンショック以降、日本経済の悪化は、景気低迷に拍車をかけ町税収の落ち込みが続いていますが、新年度予算では、最悪期を脱却し若干の回復と見込み、個人町民税、固定資産税など増額であり、引き続きの不交付団体を見込まれました。

増額となった一つの要因では、2012年度以降、サラリーマン世帯には子ども手当の減額、住民税の年少扶養控除の廃止による住民負担増などであります。さらに年金保険料の引き上げ、復興増税と相次ぐ増税や、年金世帯では年金の削減、さらに大きな問題として、税と社会保障の一体改革では2014年4月には消費税率8%へ、2015年10月には消費税率10%への増税であります。住民生活を圧迫する消費税増税に対して反対するものであります。

さらに、消費税増税による財源で実施することになった子ども・子育て新システムはニーズ調査が盛り込まれ、スケジュールに沿い施行に向けて進んでおり、2013年半ばには保育の必要度認定をコンピューターで管理するためのシステムの導入をしようとしております。子育て世帯が望むのは、安心して預けられる保育環境の整備であり、どの子どもも希望する保育を受けられることではないでしょうか。

公債費比率が県内ワースト5位であり、新たな借金はしないとして町債は組まれておりません。地方債の過度な発行は後年度に住民の過重な負担を強いることになり、財政上も大きな影響を及ぼすこととなります。ワースト5位は、今まで税収が伸びているときに投資的経費で大型開発事業につき込んだ結果であります。地方税法での地方債の位置づけは、資本を運用し、地域経済の発展に役立てると同時に、住民負担の均衡を図るというものであります。住民の福祉、地域経済の発展など、将来負担を見きわめながら当たるべきではありませんか。新たな財源確保として大企業への超過課税の実施を求めらるものであります。

財政力指数1.02と見込まれる中で、今まで築き上げた行政水準を維持・守られることについては評価をするものであります。国が国民犠牲の大増税を進める中で、住民の生

活は厳しいものとなっております。事業仕分けは廃止、効率化などが優先されるものとなっております、やめるべきであります。

住民福祉の増進という、この立場から問題点も指摘をしております。

まず、愛知県とのかかわりの中で、愛知県の第三子保育料無料化事業補助金の見直しについてであります。平成25年度から所得に応じて3段階の補助割合、無料、半額、対象外とするなど有料化を導入しましたが、幸田町では引き続きの無料化を実施であります。この姿勢で子育て支援として継続するように求めるものであります。

再度にわたって議会に陳情書が提出をされた福祉医療制度の存続・拡充を求めるものであります。県は患者の定額負担、所得制限を導入する見直し素案を公表、協議を進めております。これは医療費無料化の流れを絶つ大改悪であり、実行される受診機会の多い子供たちを初め、高齢者や障害者の方たちなど、幸田町の町民8,000人以上に上る町民負担増となるものであります。とりわけ中学校卒業までの医療費無料化を実現してきた制度への影響は大きいものであります。県に対して反対の立場を明らかにされるよう望むものであります。引き続きの継続を求めるものであります。

厳しい町民生活を反映するように、少しでも暮らしが楽になるようにと働きたい世帯がふえ、保育園や児童クラブ、放課後子ども教室の希望をする世帯がふえているにもかかわらず受け入れる施設が不足しております。特に放課後対策事業は、質疑でも明らかになったように、大量の足切り、待機児を生み出しております。計画的に施設整備を行い、保護者の要望にこたえるべきではありませんか。

葬儀用祭壇貸付事業が激減したというだけで前倒し切り捨てるものであります。新斎場に引き継ぐまで継続すべきではなかったでしょうか。

ごみ減量化の取り組みが低下しております。生活系ごみが増加し、廃品回収事業は減少をしているばかりであります。子ども会活動などの収益にもつながるものであり、ごみとして排出するのではなく、町民への協力の呼びかけ、日程調整等でコンスタントに回収できるように対応すべきであります。

安倍首相はTPP交渉に参加表明をしております。自民党の政権公約では聖域なき関税撤廃をする限り交渉参加に反対するとしながら、政権の座に着いた途端の公約違反は、国民への裏切り行為であります。愛知県の試算でも、米の9割減、乳製品は全減するなど、農業への影響は計り知れません。幸田町の農業の壊滅を防ぐ、また、地産地消の推進に逆行することになり、食料受給率は2009年の40%から27%に低下することに試算をされております。TPP参加に対し、反対することを貫かれるよう要望するものであります。

全国学力テストが4月、4年ぶりにすべての公立学校を対象とする全数調査方式で行われます。小学校6年、中学校3年生全員が対象であります。子供たちを競争や序列化、点数で評価するこの学力テストは反対であります。また、文部省は2013年度から5年間で小中学校全学年の35人学級を目指していた教職員定数改善計画を見送りました。どの子にも行き届いた教育をと願うと保護者の思いにはこたえないものと言えます。

国際化を身につけるためと一部の生徒だけを派遣する中学生海外派遣事業は、3年間実施をした中国語圏ではなく英語圏でとマレーシア、シンガポールなどを検討している

ようであります。これで区切りにし、廃止すべきと求めるものであります。

さて、次の点では、予算に計上されたことを積極的に受けとめております。

高齢者の方々への肺炎球菌ワクチン接種への補助、学校給食センターに食品放射能測定器の導入、耐震化リフォーム助成補助の拡大などで前進したものであります。

東日本大震災から2年がたちました。福島第一原発事故による放射能汚染は、終息のめどもたたない状況であります。子供たちに放射能の不安のない社会を残すために、原発ゼロ、即時撤廃し、安全な再生可能な自然エネルギーへの転換を進めることでもあります。

南海トラフ巨大地震の甚大な被害が予測される中で、大震災の教訓を生かす安全・安心のまちづくりは急務となっております。災害時相互応援協定の締結も行われましたが、さらに防災の抜本的な強化対策の取り組みを求めます。

以上、主な点を指摘してまいりましたが、住民の暮らしや営業、雇用が厳しい状況の中で自治体の仕事は住民の暮らしを守り、福祉、教育を支援・充実させていくことでもあります。その立場に立つことを求めて、反対討論といたします。

第21号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

国民健康保険は、農業者、商店、零細業者、非正規労働者、無職、退職者などの人たちが加入する保険で、幸田町では4,750世帯、9,050人を見込み、3割以上が加入しているものとなっております。国保税の引き上げは行わないものの、所得に占める国保税の割合は低所得者層ほど高く、所得100万円に対して14%が国保税の割合となっております。こうした高過ぎる国保税が滞納を生み出し、国保税のアップがさらに滞納世帯増となり、国保財政の悪化で、またさらに国保税のアップという悪循環に長引く不況による所得の減少が拍車をかけております。幸田町の国保会計だけではなく、厚生労働省が1月末に発表した2011年度の国保財政状況は、国保制度が空洞化している深刻な実態を浮き彫りにいたしました。全国民に公的医療を保障する国民皆保険の中心的な仕組みである国保が機能不全に陥り、国民の命と健康を脅かしている自体を放置していることは許されません。

高過ぎる国保税は2億円を越す滞納額で、滞納を理由に正規の保険証を取り上げ、有効期間が短い短期保険証の発行や厚生労働省の強い指導のもとでの差し押さえは、国保税取り立てのための財産差し押さえ強化が住民を苦しめております。このような国保の危機を引き起こした最大の要因は、国が国保財政への国庫負担を大幅に削減してきた結果、支払い能力をはるかに超える国保税になったことでもあります。

大企業の雇用破壊などによって急増した非正規労働者や無職などの人たちが国保に加入することによって、また一層、国保財政の悪化に拍車をかけていると指摘できるものであります。国庫負担の引き上げと国の責任による保険税引き下げなどで国保制度を改善させることが急務であります。一般会計から繰り入れを増額し、国保税の引き下げ、減免制度の積極的な活用を前進させることを求めて討論といたします。

第22号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度は、2年ごとの保険料改定が行われ、2012年4月の大幅引き上げで1人平均8万210円、限度額は55万円となっております。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料の引き上げにつながる仕組みであり、ほかの医療保険制度から切り離し、75歳という年齢によって医療内容を制限する差別医療制度であります。2008年度に導入をされましたが、多くの高齢者から怒りと不安の声が出ている制度であります。麻生財務大臣は、「年寄りには延命治療などせず、さっさと死ねるようにしてもらいたい」と言いました。まさにそこに今の自民党政権の本音が出ていて、今後の医療制度がさらに危ぶまれるところであります。今、保険料が払えないために保険証が渡されていない人がふえており、後期高齢者医療広域連合議会でも問題となっております。

2011年度末に差し押さえられた128人は全国で3番目に愛知県が多くなっており、幸田町では5人が滞納、差し押さえが2件となっております。保険料は、収入がない人も含め、75歳以上の全員にかかってまいります。少ない年金暮らしの人に負担をふやせば医療が受けられなくなるばかりであります。減らされ続けた高齢者医療への国庫負担をふやし、保険料や窓口負担の軽減を進めるべきであります。

私ども日本共産党は、75歳以上の高齢者を別枠にする囲い込む差別医療制度ではなく、もとの老人保険制度に戻すようにと主張をしております。後期高齢者医療制度の廃止を求めて討論いたします。

第23号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計予算についてであります。

2012年4月の介護保険料の改定は、3年ごとの見直しで第5期介護保険事業計画に基づいて引き上げ、本予算は2年目であります。さらに社会保障と税の一体改革を推進する第一歩として位置づけられ実施をされてまいりました。介護の分野でも効率化・重点化を掲げ、介護サービスの削減と負担増を打ち出し、施設介護から在宅介護へと、コストのかかる施設医療機関の利用抑制へと強化をしております。

効率化の対象として削減をされた生活援助であります。30分以上60分未満、60分以上という、この時間区分が20分以上45分未満と45分以上に短縮をされました。この時間短縮によって、ひとり暮らしの利用者の暮らしに影響をし、サービス時間が足りず、家事援助が十分できなくなってきました。これは在宅介護体制が後退しかねない問題であり、介護抑制、介護の取り上げにつながるものであります。

厚生労働省は、さらに介護保険を2015年4月、第6期に向けて改悪しようとしております。政府が予定する消費税率8%への引き上げ、2014年4月と10%への引き上げ、2015年10月の中間に当たり、一体改革が3年連続で襲いかかることとなります。介護保険の改悪について、保険料の値上げを抑えるためだとしておりますが、今後、高齢化で費用が膨らみ、保険料はさらに上る見通しであります。そもそも介護給付費の5割を保険料で賄う介護保険制度の根本的な欠陥であります。これを解決するには国の負担をふやすしかありません。現在、介護給付費の残り5割を国と地方で賄っており、国の負担割合をふやすことで介護サービスを充実していくように抜本的な改革が必要であります。その際、財源を消費税に求めても活路は開けません。消費税は低所得者に重く、生活を破壊する税金であります。高齢化でふえる社会保障費の財源を消費税に求めれば、とんでもない増税が必要になり、経済、社会保障の改悪に行き着きます。3年ごとに引き上げられる保険料は増すばかりで、負担増となります。減免制度を見直し、拡充すべきで

あります。保険料減免は95人であります。これを充実させるべきではないでしょうか。

総合事業は軽度者から介護サービスを取り上げ、十分な介護サービス体制とは言えないものであります。導入しないようにすべきであります。だれもが安心して介護が受けられる制度にすべきと求めて討論いたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、途中ではありますが、10分間、休憩いたします。

休憩 午前9時51分

再開 午前10時01分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、杉浦あきら君。

〔2番 杉浦あきら君 登壇〕

○2番（杉浦あきら君） 第19号議案 平成25年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

アベノミクスによる経済への波及効果が期待されているが、いまだ地方財政の好転には至らず、なお行き先不透明の状況となっている。このような環境で平成25年度予算が編成された。基本理念は、「安全を最優先、幸せを実感できるまちの実現」とされた。歳入総額122億2,000万円、前年比7.5%減は、総合計画で5万人を目指す本町予算としては緊縮型と考えるが、前進のための踊り場、一步後退二歩前進と考えれば、安全性優先の編成は理解できる。箱物行政を抑え身近な事業を重視するという町長の施政方針も町の財政状況を考えるとやむなしと考える。

生活基盤整備として、JR3駅への防犯カメラ設置、農・商・工業活性化支援の継続、保育園や小中学校への投資事業も効果を期待する。

役場1階フロアの改修は、フロアマネージャーを置いたワンストップサービスの実現を目指した改修であるが、運用するのは職員である。「もれなく、やさしい窓口」と一般町民からの声が届くことを期待し、賛成討論いたします。

〔2番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております各案件について、順次討論をするものであります。予算特別委員会でもお断りを申し上げましたように、少々時間を要しますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案番号2 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案番号9 幸田町企業職員の給与に関する条例の一部改正について、2件をあわせて討論をしております。

2件とも、世帯主である自己所有の自宅に係る住居手当の廃止と勤勉手当基礎額から扶養手当を削除する内容であります。長期にわたるデフレ不況から抜け出すことができ

ない日本経済、その最大の要因は、勤労者、国民の収入・所得が1998年、平成10年以降、減少傾向が続いているということでもあります。安倍内閣のもとでアベノミクスだとか成長戦略とかを打ち上げ、歯どめなき金融緩和を推し進める中で、経団連の米倉会長に労働者の賃上げを要請したものの、軽くあしらわれたのが安倍総理であります。今春闘の大手企業の回答がされたものの、ベースアップは拒否をされ、一時金回答が過去最高だとか、前進を見た回答で終息しつつありますが、中小企業の春闘はこれからであります。中小企業の環境は依然として厳しく、賃上げや一時金回答の前進・改善は困難な状況に変わりはありません。勤労者の6割以上を占める中小零細企業の働く勤労者の収入は改善をされるどころか減少し続け、厚生労働省発表の勤労統計調査によれば、給与総額のピーク時から5万7,543円、15.6%も減少し、最低を更新したことを発表しております。

国民の収入をふやしてこそ、デフレ不況を脱出をする確かな道筋であります。この2件の議案は逆行するものであります。議案関係にもございますように、勤勉手当基礎額から扶養手当を削除することにより157名の職員が影響を受け、その影響額は約480万円であります。

職員の給与水準、地域経済にも影響を及ぼすもので、その引き下げはデフレ脱去、成長戦略にも逆行するものであります。国がどうか県下の市町村が削除しているからなどとの理由は、水準引き下げ競争、引き下げのスパイラル、らせん状況で引き下げていくことは、負の連鎖を、水準引き下げを加速させるものであります。今なすべきことは、水準を維持し、向上させることこそ求められるものであります。国民の収入をふやし、デフレ不況から脱出するどころか、ますますその深みに入っていく、この議案に賛成できないことは当然であります。

議案番号8 幸田町葬儀用祭壇使用条例の廃止についてであります。

提案理由は、住民意識の変化により祭壇使用者が減少した、こういうものであります。幸田町の祭壇貸付事業は1963年度から実施をされ、ことしで50年の歴史を持つ、民生の安定と住民負担の軽減で大きな役割を果たしてきた事業であります。私が議会に進出をした1975年度の火葬件数は144件、祭壇使用件数は127件、祭壇使用が88%を占めておりました。それだけに住民の暮らしの中にしっかりと根づいていたものであります。それが、町内に葬祭を事業とする業者が生まれ、現在、3業者が葬祭事業を展開しております。葬祭業者の進出にあわせ祭壇貸付利用件数は減少の一途をたどりました。つまり行政は、じり貧傾向を傍観し、有効で適切な祭壇利用を町民に呼びかけることをしてこなかったということでもあります。その中であつても、前町長は私の提起に対し、「需要は減少をしていくが、最後の一人まで残す」と答弁をされてきたものであります。それが大須賀町長になって、事業仕分け、つまり、自分の手を汚さずに町民の暮らしに役立つ事業を削減する、廃止をする手段で次から次へと住民サービスを切り刻み廃止する、その一つが祭壇使用条例の廃止であります。

町長は1月4日の仕事始め式で、「西三河で9市1町の町になったが、弱気にならず、誇りを持って仕事に取り組み」と職員を叱咤激励されたのではありませんか。その舌の根も乾かぬうちに、民生の安定と負担軽減に大きな役割を果たしている祭壇使用条例を

廃止するというものであります。今後ますます高齢化社会が進展をし、高齢者のみの世帯、独居老人世帯はふえてまいります。だれしも死を迎えます。葬儀のあり方は今後とも変わってくるでしょう。住宅様式の変化も続いてまいります。幸田町にはまだまだ四八、六八という間取り、8畳の間が4部屋、6部屋という農家住宅はたくさんございます。住みなれた自宅から送り出してやりたい、送り出してほしいと願う人はいます。自宅葬や、寺院や、地域集会施設等での葬儀もございます。そうした葬儀に町の祭壇を利用すれば4万5,000円で済みます。葬祭業者に依頼をすれば最低でも100万円は必要だと言われております。まさに民生の安定と負担の軽減で行政の果たすべき責任と義務を放棄するのがこの議案であります。現在、3基ある祭壇は現在も立派に使用できます。使用条例を廃止しても、この3基の祭壇は民生の安定と負担の軽減で役立て、活用すべきであります。この3基は、公的組織、公的機関で有効に活用する、役立てる。住民負担の水準は現在の水準を維持し役立てるべきだと提起をするものであります。

議案番号19 平成25年度幸田町一般会計予算についてであります。

予算編成方針や施政方針は、税収の見通しが不透明で大変厳しい状況が差し迫ってきたと断じて、身近な事業を重視し町民の安全を最優先にするなどとしておりますが、その言葉どおりの予算編成になっているかどうかを歳入歳出を順を追って討論をしております。

法人町民税率適正課税14.7%を適用し、新たに財源1億円を確保すべきであります。既に全国の都市の80%が実施をしているものであります。実施したら企業進出がなくなるなどという論法はこけおどしの論法であります。全国の80%を超える自治体に企業進出がないかのような荒唐無稽な論法であります。適正課税を実施し財源確保すべきであります。

固定資産税の償却分は申請主義であります。申請漏れはついて回っている、この前提で課税客体の正確な把握のためにしっかり研修を重ね、現場に入り、実態調査の上、課税客体の正確な把握に取り組むべきであります。

たばこ税は、町内販売の実態をつかむ。企業内やコンビニなどの売上が本社などに集約をされていないかなど、町内販売数が正確に税収に反映されるように、その実態を正確に把握すべきであります。

都市計画税は税制に矛盾を持ち、その解明をされないままであります。計画的に廃止をすべきであります。さらに、3地区の区画整理事業が取り組まれておりますが、区画整理事業区域内の土地に係る固定資産税は使用収益権設定ができるまで軽減し、都市計画税の課税も同様に、使用収益権設定ができるまで課税すべきではありません。地権者の土地活用ができないままに都市計画税が課税をされることは、それはまさにやらずぶったくりであります。

保育料の徴収負担は、少子化対策の拡充で第2子半額、第3子無料は、その子が卒園するまで継続適用をすべきであります。

官民界協議手数料は18万円の予算計上であります。廃止してしかるべきであります。県下でこのような住民負担を課している自治体はございません。その一方で、未登記路線の解消は官民界の確定を進める事業であります。解消のために協力報奨金が個々の関

係者にとっては少額であっても予算では800万円の計上であります。官民界協議も未登記路線解消も官民界の確定であります。一方は手数料を取り、一方は協力報奨金を支払う。矛盾を感じませんか。廃止されてしかるべきであります。

市町村振興資金の財源は、宝くじのテラ銭であります。市町村振興を目指す趣旨に沿って基金残高400億円を計画的に削減し、市町村振興に役立てるべきであります。町長の答弁は、「私が言うべき事柄ではない」と、こういう内容であります。なぜなのか。第三者的感覚で部外者的感覚・認識に疑問を持つものであります。愛知県町村会全員に共通する課題である振興資金の基金を取り崩す、振興基金の交付額の増額を働きかけるべきであります。基金残高の適正な水準は議論されるべきであります。

事業仕分けは、昨年9月議会一般質問で、町長は、「私自身は最後の一つの区切り目にしたいと思っています」、このように答弁をされております。事業仕分けの本質は、自分の手を汚さず、行政水準、サービスを切り下げ、住民にいわれなき負担と犠牲を押しつける手法の一つであります。町長答弁どおり、事業仕分けの取り組みは、中止されてしかるべきであります。

総合窓口設置で3,000万円の予算計上ではありますが、ワンストップサービスの試みはどこの自治体も成功していない取り組みであります。総合窓口サービスは、庁舎1階フロアの模様があであります。町長イメージの筆柿イメージが先行するものでございませうか、実施された結果、来庁者や職員の意見・声を生かし、筆柿イメージにこだわらず、使い勝手がよく、来庁者や職員の利便性が図られるように、改善すべきは早急に改善されるべきであります。

住基システムは国民に11けたの番号を割り振って管理をするもので、国民総背番号制の変形であります。今、安倍内閣が成立を急ぐ番号制度は、国民の膨大な個人情報個人番号別にまとめて、政府や市町村が管理できるようにする仕組みであります。さらに危険なのが、経団連が民間での活用を強く求めて、個人情報を新たなもうけの対象にする番号制度にするようたくらみを進めているところであります。私が求めた公的機関による個人証明は、運転免許証返納者に限らず、年金受給年齢に達した65歳以上のすべての人々に、その希望に応じて住所、氏名、生年月日、血液型、緊急連絡先などを記載した顔写真付きの個人証明書を無償で発行することです。その取り組みを求めるものであります。住基システムの利用や個人番号制の活用ではございません。

靴を脱がずに投票ができる投票所の設置で、9カ所の投票所のブルーシートの保管に30万円必要だと答弁ですが、どういう保管の方法を考えてかの疑念がわくものであります。実施しないがためのへ理屈答弁であります。真摯な取り組みをこの夏の参議院選挙から実現されるべきであります。

福祉医療制度が危機に立たされております。今後の情勢の推移もございませうが、現行水準を守ることを堅持し、その方策はいろいろございませう。知恵と工夫で現行水準を守るべきであります。

事業仕分けでコーディネーターは、福祉は金もうけだと。シルバー人材センターの仕事は民業圧迫だと断じております。この断じられたことを受けて、社会福祉協議会には345万5,000円、シルバー人材センターは500万円の補助金カットであります。事業仕分

けを参観した一人として、コーディネーターのその資質に大きな疑問を持ちました。その時々気分、感情の赴くままに仕分けをする。事業仕分けとは、そもそもそんなものかと、こういう思いをいたしました。しよせんは責任を持たぬ事業仕分けだなど、こういう思いを強くしたものであります。

保育園児の英語遊びは、町長の強い思い入れ、箕輪町の施策のコピー、保育現場に押しつけであります。国際化推進として庁舎内で開かれた国際化推進会議で語ったように、「母国語を大切にすることが先決ですよ」、こういう講師の話であります。町長の予算編成方針にあるように、「先駆的事业は、その事業の終期を設定する」、こう述べられております。まさに、その終期を設定する事業の筆頭に掲げられるのが保育園児の英語遊びであります。

太陽光発電システム補助金の1キロワット時3万円を2万円への引き下げにとどまらず、限度額を12万円から8万円に引き下げるとは、住民の自然エネルギー活用の取り組みに水を差すものであります。現行水準を維持し、支援すべきであります。

住宅資金利子補給事業は、定住化促進で大きな役割を果たしてきている事業であります。新年度から申請を受け付けずに、じり貧で5年先は廃止をするというものであります。木造住宅の段階的耐震改修補助だとか耐震シェルター設置工事補助金に振り向けるとしておりますが、その振り向け先の事業と次元や性質が違う事業をごちゃ混ぜにしたものであります。幸田町は4戸に1戸が共同住宅の町であることをしっかり受けとめて、幸田町が安定的に発展をしていく定住化促進で利子補給事業の取り組みを継続すべきであります。

幸田駅と相見駅、特に幸田町にあつては駐輪場の整備実態が政治の貧しさを象徴するものであります。幸田駅南の駐輪場は、ごく一部を除き雨ざらしであります。現輪車場に15列のシェルター、6,000万円あれば設置できるとの答弁であります。相見駅前のロータリー部分のシェルターはハニカムパネル。ハチの巣パネルで、7,822万円の工事費であります。既に完成を見ております。シェルターの利用の姿は見受けられません。幸田駅前区画整理事業の進展でこれから計画をするというものであります。余りにも粗末にした取り組みではございませんか。早急に具体化をし、事業化で取り組むべきであります。

箕輪町との中学生部活交流事業は、一過性に終わらせずに、その取り組みを求めるものであります。日帰りのトンボ返りの強行軍ではなく、箕輪町の民宿などに分散宿泊をし、交流を深め、発展をさせていくべきであります。

中学生の海外派遣事業は、少数の選ばれた者のみの派遣であり、中止し、小学校、中学校の修学旅行報償費を一律カットした、その水準に戻すべきであります。

部活など大会派遣報償費についても、一律カットの前の水準に戻すべきであります。

借地行政解消の取り組みに若干の変化がうかがえます。本腰を入れた取り組みに発展されるべきであります。約14万6,000平方メートルの借地に年5,300万円の借地料の支払い、その一方で、暮らしに役立つ事業を削減し、廃止する。さらに事業仕分けでさらなる切り込みをする。まさに行政のちぐはぐぶりを象徴するものではございませんか。元金を減らさず、利息のみを支払い続ける、まさにサラ金地獄から抜け出せない状況に相

当するものではないでしょうか。行財政改革の中心にしっかりと位置づけて、本腰を据えた取り組みを強めるべきであります。

起債残高は2004年度に100億円を切り93億5,000万円、10年後の2013年度では30億円減の63億9,000万円にと大きく減少をしております。私は無借金経営が健全な行財政運営の姿だとは思っておりません。元利返済の元金は二、三年後には大きく減少をしてきております。既に利払いは2000年度の3億9,000万円から14年後の2013年度では3億円減の9,000万円の水準の財政状況でございます。こうした財政状況にあっても、いつまでも大幅な減収状態が継続などという施政方針。2007年度の町税決算額は93億円であります。この93億円をベースにして厳しさを強調することは、町民を萎縮させるだけであります。「税収の見通しは不透明で新たな不安材料」、これはいつの世でもまくら言葉であります。その言葉を多用して行政サービスの水準の引き下げをする、これを容認するものではございません。地方自治法第1条の2は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする。このように地方公共団体、地方自治体の責任と義務を明記しております。その原点にしっかりと軸足を置き、財政が厳しいから住民にその厳しさを押しつけるだけでいいのか。みんなそろって右へ倣えでいいのか。住民に痛みと犠牲の押しつけを容認することはできないのは当然であります。

議案番号25 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、議案番号26 平成25年度幸田町下水道事業特別会計予算、以上2件を一括して討論してまいります。

両議案とも受益者負担金・分担金を貸し、徴収して、事業の財源の一部とするものであります。受益者負担金を事業の財源の一部だとして賦課し徴収してはならないと法に規定しているものであります。あくまでも受益者負担金は事業の実施による特別な受益がありとして、その受益の限度において賦課し、徴収するものであります。

そもそも受益とは何なのか。農業集落排水も、下水道事業も、憲法第25条生存権保障と国、自治体の責務として実現をされる健康で文化的・衛生的な最低限の生活を営む国民の権利、その実現でございます。その実現は、国、自治体の責務としてしているところであります。

受益者負担金の徴収について、憲法違反だとする判決も出ているものであります。受益者負担金は特別な受益がありとして賦課徴収をされるものであります。集落排水事業も、下水道事業も、その事業にもたらされる受益は特別な受益ではなく、ごく一般的な受益であり、そのことをもってして特別な受益がありとして受益者負担金を賦課徴収することは憲法違反だという判決の内容であります。下水道事業予算にあつては、区画整理組合が個々の受益者にかわって受益者負担金を代納することは、そもそも受益者なのは組合なのか、個々の土地所有者なのか、一体だれなのか。その受益を受けるのは組合なのか、土地所有者なのか、一体だれですか。

さらに、その受益を限度において支払う受益者負担金とは一体何なのかという基本的で原則的な問題に抵触するのが代納であります。今後、3地区の区画整理事業の進捗状況に応じて下水道事業も進められてまいります。そのときに前例ありきで組合整理組合が個々の受益者に賦課・徴収をされる受益者負担金を区画整理組合が代納して支払うということがまかり通れば、区画整理事業の内容や区画整理組合への町からの補助金のあ

り方まで大きな影響を及ぼすものであります。事業内容は、補助金のあり方、使い道など、必要にして十分な検証が求められるものであります。

市街化区域にあって都市計画税は廃止されてしかるべきであります。そしてまた、都市計画税は課税しても下水道アクセスをしないという地域、これは早急に解消をされるべきであります。

また、下水道使用料徴収に当たって、名古屋高等裁判所の判決が確定し、岐阜市が徴収した下水道料金は、合理的な実証責任を果たしていないとして返還を求める判決が確定をしたということであります。幸田町においても、井戸水の占用、下水道使用と上水と併用している使用実態がございます。併用する比率はさまざまであります。名古屋高裁判決を他山の石として実態調査をし、その実態に応じた使用料金徴収に改めるべきであります。

議案番号27 平成25年度幸田町水道事業会計予算についてであります。

25年度予算は、4条予算で3億6,000万円の建設改良事業予算の計上であります。不足する資金1億6,000万円は3条予算の内部留保で補てんするという予算の組み立てであります。3条予算における内部留保金の原資は減価償却費であります。今後、3地区の区画整理事業の進展にあわせ建設改良事業が増嵩をしてまいります。さらに、耐震対策を中心に、ライフライン機能強化事業は可及的速やかな事業実施と完了が迫られているものであります。資金不足は年々深刻になり、3条予算の内部留保金は近い将来、枯渇してまいります。企業会計の特殊性から、単年度赤字はその年度で解消する。そのためには、一般会計が企業会計を支援する仕組みづくりを確立し、赤字体質をつくらぬ取り組みが求められているところであります。

徳山ダムの導水路建設にかかわる県水道の建設費負担は、道理の通らないものであります。既に水余り現象が顕著になっている中で、ゼネコン型開発・建設の強行であります。その強行を推進してきたのは国であり、岐阜県、三重県、愛知県、水資源開発公団の開発政策として推進してきたものであります。導水路建設に伴う県水道への負担の押しつけは理にかなったものではございません。受水団体にとって水道料金に直結し、はね返ってくるものであります。県下の受水団体と協力・共同して、県水道に押しつけられる導水路建設費負担は応じられない、その取り組みを強化すべきであります。

25号、26号、27号の3議案に共通するのが、使用料に消費税を転嫁していることあります。自民、公明、民主、3党そろって消費税増税で足並みをそろえているものであります。5%税率を8%、10%に増税することは、国民生活をますます苦しめる悪政の推進であります。消費税増税をストップさせ、国民、住民の暮らしを守るべきであることを主張し、討論いたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

1番、中根秋男君。

〔1番 中根秋男君 登壇〕

○1番（中根秋男君） 提案されております第19号議案 平成25年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論します。

本町の財政運営の課題は、公債費比率が高いことである。平成23年度決算では元利償還金は約11億9,926万円で、収入に対する返済割合は県内ワースト5位であった。一方、単年度財政力指数は平成19年度1.65であったものが、平成24年度では1.07まで急落しました。平成25年度予算編成では町の自立、産業の安定と発展のため企業立地推進に向けての新たな取り組み姿勢も見られる。なお、新たな起債については、国の交付金を受ける恩恵もあり、新規借り入れなしの予算とされました。

まちづくりの個別事業では、選択と集中を意識した次の各事業を評価する。

- 1、防災対策として、学校の耐震工事継続、農業用のため池耐震調査。
- 2、子育て支援では子ども医療費無料化の継続。
- 3、都市基盤整備として新たに3地区の土地区画整理事業の推進。
- 4、身近な事業として生活道路の舗装や側溝整備。

今後の町政運営に当たっては、積極的な財源確保、自然環境に配慮した持続可能な住みよいまちづくり、さらなる住民福祉の向上に向けての職員一丸体制を期待し、私の賛成討論とします。

〔1番 中根秋男君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第1号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案 幸田町総合計画策定条例の制定について、本案に対する委員長報

告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決する賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案 幸田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案 幸田町民プールの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案 幸田町葬儀用祭壇使用条例の廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案 平成25年度幸田町一般会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案 平成25年度幸田町土地取得特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第25号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第26号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第27号議案 平成25年度幸田町水道事業会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、第28号議案 工事の請負契約について（わしだ保育園増築・大規模改修工事）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案、第28号議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

工事の請負契約についてでございます。

工事請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

追加にて議案を提案させていただいた理由は、わしだ保育園の増築・大規模改修工事の施行に伴い、工期の確保を行い、確実に安全な工事を施行するために、必要があるからでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

工事名は、わしだ保育園増築・大規模改修工事で、工事場所は、額田郡幸田町大字菱池字大久後地内でございます。

工事の概要は、園舎の増築工事一式、屋根防水等改修工事一式、内部及び建具改修工事一式、駐車場整備工事一式でございます。

請負契約金額は、1億2,810万円でございます。

契約の方法は、12社による指名競争入札を3月11日に実施し、契約の相手方は蒲郡市浜町74番地、鈴中工業株式会社蒲郡本店取締役本店長 杉田義之であります。

議案関係資料は1ページから6ページを御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、可決・承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第28号議案の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回、議案関係資料で出されてまいりましたものを見ますと、当初の計画からすると若干変化してきているわけでごさいます、その中で延べ床面積でございす。増築部分が以前の文教福祉委員会に出され資料で見ますと395平方メートルであったものが、この増築部分に対しては、今回は453.14平方メートルになっているわけでごさいます。この変更部分はどこの部分なのかをお尋ねしたいというふうに思います。

また、既設園舎を使いながらの工事でごさいます、そうした中で、保育園におきましては安全対策が十分とられるかというふうに思いますが、そうした点で、この安全対策についてはどのような手だてで行っていくのかをお尋ねします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 面積の増築の変化でごさいますけれども、これにつきましては、当初の予定どおりでありましたけれども、建築確認申請を出す段階におきまして、軒下部分が元来あるわけですけれども、その軒下部分は、本来は建築確認申請の面積には含めないということで、当初はそのような予定で面積を確保しておいたわけですけれども、その下にげた箱等を置いて建物の一体として利用するのであれば建築確認の申請面積に入るということでごさいましたので、その関係でその部分がふえているということでごさいます。

それと、安全対策でごさいますけれども、本件につきましては、やはり1年間ずっと、また学校とは異なりまして、保育園は夏休み等もごさいますので、細心の注意を払いながら、議案提案で説明していたとおり、できるだけ工期を確保しまして、まず初めに、10月ぐらいまでに増築部分の工事を行いまして、その後、園児たちを移動させながら改築部分のほうを改修していくというような段取りでごさいます。もちろん安全対策につきましては、一般的なネットを張って覆い隠す等だとか、そのような形では行っておきます。特別にこれをということではごさいませんけれども、最善の注意を払いながら、園児たちは昼寝もごさいますので、特に防音等の対策につきましては最善の注意を払って事業を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひ、この安全対策については十分気をつけていていただきたいというふうに思います。

また、この既設部分も改良するわけでごさいます、この既設部分に接続をして、そして、その接続部分が廊下となって、そこから明かりとりをとるわけでごさいます。当初計画よりも、この明かりとりを広げたということのごさいます、こうしたトップライトを設けることによって雨漏れ対策が心配されるわけでごさいます、そうした、今までの教訓を生かす、そうしたために、このトップライトの雨漏れ対策はどのように強化されるのか、その点についてお尋ねします。

それと、もしも万一、そうした教訓が生かされず雨漏れとなった場合は、どのように責任をとっていくのか、業者責任等についてを明らかにしていただきたい。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） トップライトにつきましては、当初よりも若干大き目、また数をふやすなどして園児たちのために可能な限り明かりをとったり、また、そのような形で対応していったほうが、子供たちに閉じ込められた感覚がないという、健やかな成長を願うという意味で可能な限りは大きくいたしました。

それで、雨漏りの件でございますけれども、これは、もちろん以前からいろいろな工法等、またいろいろな部分で、本件につきましても、やはり旧の園舎と新の園舎につきましては構造体が違いますし、そこをジョイントでつなぎますものですから、もちろんそういう雨漏り等を含めまして、トップライトもそうですが、雨漏り等は非常に危惧はされております。したがって、実施設計に当たる段階では、設計書を請け負った司設計というところですが、そこに私どもといたしましては、技術的なことは別ですけれども、少なくとも過去にそういう事例があったということでございますので、最善の注意を払うように、それなりの技法を用いるような形で設計を行うようにということでは指示はしてあります。

もし万が一ということでございますが、それはもう瑕疵担保のほうの形で対応してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 瑕疵担保でありますけれども、それは、特に今回のトップライト対策で明かりとりをすることで、十分な細心の注意を払っていくことはそうでありまして、万が一の部分のその瑕疵担保、これはどのぐらいに設定をしていくのか、その点についてお尋ねします。

坂崎保育園の渡り廊下、園舎からそれへ、そして、遊戯室に渡るときに明かりとりということで非常に明るい廊下になっているわけでありまして、今回の既設園舎と増築園舎を接続させていくことで光をとり入れるわけで、かなり明かりが入るというふうに思いますが、しかしながら開口部が少ない、そうしたときの夏場対策、特に子供たちはここで長時間過ごすわけでありまして、そうした空調関係は、これは保育園は完備されておりますが、しかし、この空調だけでは間に合わない部分も生じてくるかというふうに思います。そうした採光と並びに風対策、そういうものはどのような手法を用いてやられるのか、お尋ねします。

それから、今回、増築と既設の関係で一体化を図る取り組みの中で、かなり、既設園舎にいたしましては30年以上が経過をしている。32年たっているわけでございますので、老朽化も激しいわけでございます。建築資材等も年々変化してくる中で、駐車場側の開口部分等のサッシ関係等の、こういう部分での取りかえ等があるかというふうな、共通の改修工事の中に含まれているようでございますが、そうした点で、あちらの部分は今までは廊下で、直接保育室ではなかった。しかしながら、今回は保育室の改造ということで、この廊下部分も取り入れた保育室になるわけでございます。そうした点、道路、

駐車場と隣接する関係上、防犯対策も十分考えなければならない。そうした点での工夫というのはどのようにされたか、お尋ねします。

また、保育園で子供たちが直接触れる廊下等は木の床になっているわけですが、残念ながら、廊下部分は長尺ビニールシートということで、はがれたPタイル、この部分は長尺ビニールシートに変えるわけですが、なぜ木のほうにしなかったのか、その理由をお尋ねしたい。

次に、入札執行調書でございますけれども、今回、落札率が77.98%となっているわけでございます。残念ながら町内業者ではなかったわけでございますが、この当初計画の1億6,500万円、これに対しての1億2,200万円のこの金額について、町としてはどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） まず最初の瑕疵担保の件でございますけれども、これにつきましては、通常という形にはなろうかと思えます。

それから、中廊下の絡みですけれども、採光とか、エアコンの絡みだとか、風をとり入れる形ですけれども、エアコンにつきましては、大き目のエアコンが設置してはございます。採光につきましては、先ほど申しましたとおり、可能な限り光をとり入れるということで、そこら辺は問題ないかと思えます。問題は、議員おっしゃられますとおり、風の絡みですけれども、一応全口、全フルオープンのような形をとるしか現段階では手段がないか、その状況を見ながら、またいろいろな対策は考えてまいりたいと思えます。現段階ではそのような形にはなってございます。

それから、駐車場側のほうの絡みですけれども、安全面ということでありまして、一応強化ガラスが未設置の箇所については、すべて強化ガラスを今回は設置をしておりますので、そちらの形になろうかと思えます。また、新たに完成後を見ながら、もし万が一、それが駐車場面に接して非常に危ないということであれば、またそれはそれなりの対策は考えていきたいと思えますけれども、現段階ではまだそのような状況でございます。

それと、既設建物の床の長尺シートをなぜ木にしなかったということでございますけれども、これは、構造的なものも若干ございまして、下が昔の建物が直打ちということでございまして、その他のところにつきましては、床とか、ドアとか、いろいろな部分につきましては、可能な限り木材は天然木をするようにいたしまして指示はしてありますけれども、床につきましては、職員室からすべて、2階含めて張りかえるということでございますので、そこまでには至らなかったということでございますので、御了承ください。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回の入札の関係でございますが、落札率、これは入札予定価の関係でいきますと81.9%ということでございます。最高入札が、資料でございまして、1億4,800万円というようなことで、平均では1億4,000万円ということでございます。基本的には8割ということでございますので、以前も非常に落札率が低

いではないというような御指摘もございましたけれども、今回につきましては、表現がいかどうかわかりませんが、適当な状況になったのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 瑕疵担保の件についてお聞きしていなかったわけですが、この期間についてはどのように設定をするのかということでございます。特に雨漏りについていえば、これはきちんと対応していただきたいというふうに思いますので、その点についてお答えいただきたいと思います。

それから、落札率の関係であります。これは予定価に対しての第1回入札の落札金額で、割り返しますと77.98という数字になったわけですが、これは契約金額に対しての落札率が81.9%ですよね。

この内容でございますけれども、建物の外壁につきましては、塗装吹きつけ直しということで、クラック補修とあわせて改修工事の中に含まれているわけですが、この外壁塗装についていえば、これで十分かと。こうした内容の中で、この落札との関係でいえば十分外壁についても雨漏り対策ということでやっていただきたいわけですが、その辺の構造的、あるいは商品的にいかがかということでございますが、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 瑕疵担保につきましては、特別に期間を設けるということでございませぬ。通常の瑕疵担保期間ということでございませぬ。仮契約書という形では年数につきましてはまだ回答はできませんけれども、通常の、特別に設けるということではございませぬ。

それと外壁塗装の絡みですけれども、外壁塗装につきましては、確かに皆さん、旧園舎を見られればおわかりかと思いますが、非常に汚れてはおりますしクラックも若干入っております。防水のゴムのほうも劣化はしております。その辺のことも全部含めまして、現地に出向しまして、少なくとも耐震的には問題ございませぬので、全面的に穴埋めにするなり、修理するなり、今後とも特に影響が出ない、長持ちさせるための最善の施策を講じるということで、塗装まで全部含まして対応してまいりたいと思いますので、その辺につきましては、一新されるという言い方はおかしいですけれども、きれいになるものだとは思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今、落札率の関係でございますが、その点につきましては、議員御指摘のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 当初は、このわしだ保育園の増改築・大規模改修に当たっては外壁を含んでいない工事価格ということで計画をされていたわけですが、そのとき、お金がないということで、外壁まではとてもやれんよと、そういうことだったわけですが、今回含んで、それに当初の基本構想の金額に近い形の中で落札がされたとい

うこととございます。ですから、これは指名競争入札でありますので、競争原理が働いて、このような結果になったかというふうに思いますが、しかしながら、この外壁につきましては、非常にピンからキリまで塗装にもあるわけとございます。やはり年数もたっていることとありますし、増築園舎と既設部分との差のない、そうした形の中でリニューアルを図るという点でいえば、この塗装についてきちんと対応したか、その点について再度お答えがいただきたいと思っております。

今回、増築することによって定員というのが、一般質問の中でも80人の定員で増築部分では対応するよということとありました。3歳未満児が30人増員、それから、以上児が50人という中で定員設定をされているわけとございますけれども、これでこの地域、しばらくの間は大丈夫だと、何とかできるのではなかろうかということだったわけとありますが、定員については、その後変化はないか、それから、地域の要望にこたえられる内容になっているかをお尋ねします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） まず外壁のこととございます。これにつきましては、特段こういう塗装でこういうのという指示をしたことはございません。あくまでも、今度つくる増築部分、それからまた、改築部分に明らかな差があってはならないし、見苦しいという表現は失礼ですけれども、古いなというのがあってはいけないものですから、その辺につきましては十分、同一レベルのような形になるように対応するというところで依頼はしてございます。

それと、定数の絡みですけれども、これにつきましては、ゼロ歳、1歳、2歳、それぞれ部屋によって若干の定数枠が、人数が決められておりますので、運用上の絡みで精査をした感じとございますけれども、ゼロ歳と1歳で29名が定員ですので、現段階からすれば14名の増、2歳につきましては31名、現段階からしますと16名の増、それから、3歳以上につきましては150名で、45名の増と。計75名、現段階ではそのように踏んでございます。80名とかいろいろございましたけれども、やはり2歳、3歳の割り振りの関係がございまして、この辺につきましては、そのとき、そのときにあわせて若干違いますけれども、それにつきましてはお許しを願いたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とにかく新しい園舎ではなくて、旧庁舎をリニューアルし、大規模改修で増築対応ということで対応されるわけとありますので、十分、この工事に当たっては園児の安全と並びに既設園舎との違和感のない、そうした建築様式に配慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） もちろんそのように対応してまいりたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 入札執行調書によりますと、町内8社、町外4社、合わせて12社の

指名競争入札と、こういうことですが、町外の鈴木工業はどこにランクされる業者ですか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回の業者選定の関係でございますけれども、御案内のとおり、建築工事につきましては1億5,000万円以上2億5,000万円未満につきましては、12社の指名ということでございます。その中で町内7社以上、また、町外5社以内ということでございまして、今回の場合ですと、町内本店業者5社、また、そして町内支店全3社ということでございまして、そのほかの町外の4社ということで、近隣の保育園、また小学校等の建築実績のあるものということで、こちらのほうに入れているものでございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 格付といたしましては、B格付でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 自信を持って言ってくれないと、ではないかということなので、もう少しはっきりね、何ランクですか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 特B格付でございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） きちんと言ってくださいということに対して、特Bということをおっしゃられたわけですが、間違いはないですか、特Bと。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 失礼いたしました。Bランクでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） Bランクということは、それは設定金額における請け負いの関係をおっしゃられているのか、業者のランクづけで、客観的・主観的と、こういう形で点数を分けて、それぞれのランクづけをされると、こういうことですが、たまたま設定金額に応じた形の中で格付されているのがBランクですよ。私が申し上げているのは、鈴木工業はもともとどのランクに位置づけられる業者ですかということなんです。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 経営事項審査のほうでBランクということでございますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、この12社、その中でそれぞれランクづけがあって、落札した鈴木はBランクと、こういうこととあります。私がなぜこういうことをお聞きするのかということ、ここの中で選ばれた町内、町外それぞれ12社あるわけですが、今、建

築業界というのは大変な状況ですよ。少なくとも審査会の中で入札参加審査要綱という形の要綱があるわけですが、要綱がある中で、町内の8社を選ばれたということは、それだけの技量があるのだと。客観的・主観的、こういう中で位置づけられるのは、今、あなたのように、これは建築の関係は、設計金額でいきますと3,000万円以上5億円未満。その中で、請け負いができる資格を持つ、いわゆる客観的・主観的な問題を含めて、格付がされる中でBランクに位置づけられる業者ですよ。もちろんこれは抜け道もあるわけだわな。抜け道があるけれども、その抜け道のことまでは申しません。

そうした中で、少なくともあなた方が町内の8社という形で選んだということは、それだけの資格があるのだと。技量があるのだよという格付でやられたというふうにしか思えないわけですが、ただ、そうしたときに、先ほど申し上げましたように、抜け道があると。どういう抜け道かといったら、1級上位または1級下位から業者選定ができますよという規定がありますよね。そうしたときに、町内の8社それぞれBなのか、それともCの中で繰り上げされたのか。1級下位から選定できるのだよと、こういうことであります。そういう点はございませんか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 基本的には今回はBランクでございますが、今、議員御指摘のとおり、ただし書きの規定によりまして、原則1級上位であれば優良であるというような考え方もできるわけでございますが、今回の場合につきましては、1業者、格付Aの業者を入れさせていただいているという部分がございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたと一緒に私も回り道をした質問をしているわけですが、余り回り道をしないで、単独で直接お聞きしますが、要綱の中でいきますと、設計金額は1億5,000万円以上2億5,000万円未満の建築工事に当たっては町内は7社以上、町外は5社以内と、こういう規定の中で、入れなさいよということで、ここで求められている人数というのは12人以上なんだよと。そうしたときに、では選んでいく、町内、町外という形で8対4という形で12社が選ばれたといったときに、町内の、これは自由競争の原理ということであって、どうのこうのということを申し上げるわけではない、そうしたときに、町外は以内規定だと。町外が以内規定であって、4社であっても、あるいは極端な言い方をすれば1社でもいいではないかという読み取り方ができるわけですよ。

私が本題に行きたいのは、町内の業者というのは、今は、箱物を何もつくらんよといって力んでいらっしゃるので、もう春を迎えようといっているときに寒風吹きすさぶ中で経営をどう維持していくかと。公共がさっぱり仕事をくれないと。こういう中で、おいしいとは申しません、こういう中で公共事業、1億円を超える公共事業の中で、要綱にある以内規定をどう活用しながら町内業者の育成を図っていくか。これは重要な政策上の問題だと思うんですよ。だから、これは以内規定であって、先ほども申し上げたように、業者の選定数は12社以上だと。人と書いてありますけれども、社というふうに申し上げたほうがわかりやすいですから。12社以上を選びなさいよと。町内にあっては7社以上であって、町外は5社以内。以内規定であればゼロではいけないわけだ。ですけれども、一つということだあってあるといったときに、あえてここを得られて、この

資料の6ページにもございますけれども、資本金や営業年数というものをしんしゃくして、いろいろな比較対象をすると、何でなのか。もう初めから鈴木ありきというような指名があるのではないのかなといったときに、では、政策として、あるいは施策として町内業者の育成という点からいって、町は、ともかく箱物をやらないといったときに、町内業者の育成といったときに、選択肢をぱっと広げれば、言葉はあっても中身がない、こういうことになりませんか。審査会の中で、審査会のトップは副町長という規定があるわけですよ。こういう中で、そういう選択肢しかなかったのかどうなのかという点で、私は今の町内業者の置かれている状況と幸田町が推し進めている施策の関係のはざまが見えてくるんですよ。何でじっくりいかないのかなと。かみ合っていないなと思うわけですが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回のこの8社の関係でございますけれども、確かに議員言われますように、町内の業者育成ということで考えてみた場合に、そういった考え方もできるかとは思いますが。ただ、今回の指名に当たりましては、基本的にはB格付、また、そして特定建設事業者というような許可を受けているという業者ということが一つ条件にもなってくるものでございまして、この関係につきましては、これが町内で8社ということでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 指名審査会におきましても、町内の8社、該当資格は全部入れたわけでございます。当然、町内の育成とか、そういった観点で常に指名審査会の中では議論しておりますけれども、今回、指名審査会の中では、近隣の保育園建築等々で蒲郡市、西尾市等で貢献されている企業も入れることによって競争原理も働かせるというような意見もあって、最終的にはこのような入札の結果であったというふうに了解しております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第28号議案 工事の請負契約について（わしだ保育園増築・大規模改修工事）、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は、原案どおり可決されました。

日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について、終了するまで継続し、これを行いたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成25年3月1日招集された第1回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時44分

○議長（池田久男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成25年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お

礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方には、本定例会に当たりまして、さる3月1日から本日までの25日間の大変長い間にわたり、大変御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもから提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

成立させていただきました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を重く受けとめて、町民福祉の増進と町政発展のために努力してまいり所存でありますので、よろしく願いをいたします。

また、10名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どなたの御質問も時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

特に、平成25年度予算関係につきましては、引き続き、我が国経済が先行き不透明な状況の中で税収等わずかに回復の兆しも見られますが、慎重な対応を心がけ、一段の行政改革に積極的に取り組みながら、健全性を確保しつつ、変革に対応し、安全を最優先に「幸せを実感できるまち」の実現に向け、最大限の努力をいたしてまいります。何とぞよろしく願いを申し上げます。

ここで、1点、御報告をさせていただきます。

人事異動の件でございます。今年度末に16名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で努力をしてくれましたことに改めて謝意を表したいと思いません。とりわけ、その中には部長級8名が含まれております。長きにわたり勤務いただいた総務部長の杉浦 護君、健康福祉部長の伊藤光幸君、参事の長谷寿美夫君、環境経済部長の鳥居元治君、建設部長の鈴木富雄君、会計管理者の中山 豊君、消防長の近藤弘君、議会事務局長の鈴木久雄君であります。幸田町行政の発展のために、それぞれの持ち場で行政実務のかなめとして努力をしてくれました。私といたしましても、心からその功績に謝意を表したいと存じます。

少し内訳をお話しさせていただきますけれども、杉浦総務部長につきましては、昭和52年、本町の職員として採用され、36年にわたり勤務され、平成15年には社会教育課長、その後、生涯学習課長、施設管理課長、平成20年には環境課長、平成22年に子育て支援担当参事、平成23年は健康福祉部長、そして、平成24年からは総務部長として行政全般にわたる総括部門のかなめとして寄与してくれました。

次に、伊藤健康福祉部長でありますけれども、昭和51年に本町の職員として採用され、37年にわたり勤務されました。平成15年に福祉介護課長、福祉課長、それから、税務課長、平成23年には教育部長、平成24年からは健康福祉部長として福祉行政の推進に尽力をしてくれました。

長谷参事については、昭和47年に本町の職員として採用され、41年にわたり勤務をされ、平成18年、幸田町社会福祉協議会事務局長、それから、児童課長、監査委員事務局事務局長、また、同部の次長、そして、24年からは子育て支援担当参事として子供関連行政の推進に尽力をしてくれました。

鳥居環境経済部長につきましては、昭和47年に本町の職員として採用され、41年にわたり勤務をされ、平成17年には環境課長、生涯学習課長、そして、環境経済部長として環境行政や産業振興等の推進に尽力をしてくださいました。

鈴木建設部長につきましては、昭和47年に本町の職員として採用され、41年にわたり勤務をされ、平成15年、都市計画課長、23年からは建設部長としてまちづくりの推進に尽力をしてくださいました。

中山会計管理者につきましては、昭和51年に本町職員として採用され、37年にわたり勤務をされ、平成19年には健康課長、その後、子育て支援担当参事、24年からは会計管理者として会計実務全般を含む財務終始部門のかなめとして寄与していただきました。

近藤消防長につきましては、昭和50年に本町職員として採用され、38年にわたり勤務をされ、平成20年、消防署長、23年から消防長となり、消防行政の推進に尽力をしてくださいました。

鈴木議会事務局長につきましては、昭和46年に本町の職員として採用され、42年にわたり勤務され、平成16年には水道課長、その後、土木課長、そして、平成22年から議会事務局長として議会運営に事務局として尽力をしてくださいました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの努力に深甚なる謝意を表するとともに、健康に留意され、これからも現役の職員に対する指導・助言をあわせ、一町民の立場で町政を見守ってほしいと願っているところでございます。

次に、新年度の4月1日の人事異動でございます。お手元に届いているかと思いますが、新規採用職員は22名とし、職員総数は329名で、昨年比では6名の増員であります。今回の異動は総勢174名でございます。異動に当たっての基本的な考え方は、機構改革にあわせ、効率的な行政運営を引き続き円滑に推進するために次長職の3名を部長に、課長職の5名を部長に、課長職の3名を次長職に、主幹職の8名を課長職に、課長補佐の4名を課長職に昇格させるなどの異動を中心に、当面する今日的な課題に十分対応していくため、各分野に配慮しつつ、将来にわたって持続可能な財政運営を堅持するとともに、多用な行政課題に的確に対応し、計画的な社会基盤の整備や住民サービスの向上を図っていくための職員配置を行ったものであります。

なお、新設します3課には人事秘書課7名、保険医療課14名、区画整理課8名をそれぞれ配置し、将来の町の発展に向けた組織体制づくり行いました。

また、5月7日火曜日に総合窓口を設置するに当たり、住民課を1名増員し、組織体制の充実を図り、住民目線での行政推進に努めてまいります。

女性職員の管理職への登用において、1名を課長職に、2名を主幹に、2名を課長補佐に昇格させるなど、今後も女性職員登用に努めてまいりたいと思います。

東日本大震災被災地復興支援としまして、今年度と派遣先は異なりますが、4月から宮城県の南三陸町に1名を派遣いたします。減災等に対する専門的な知識の習得、大学等の連携のために名古屋大学に引き続き1名、また、西三河農業共済組合に1名、愛知県後期高齢者医療広域連合に1名、愛知県産業労働部産業立地通商課に1名、それぞれ職員を派遣してまいります。

また、職員の異動は基本的に適材適所に、当然のことではありますが、時代に合わせ、

柔軟に組織体制の改善を図りながら推進していくものでございます。

最後に、議員の皆さん方におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきますよう、そして、町政に対します変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、3月末で退職されます杉浦総務部長、伊藤健康福祉部長、長谷参事、鳥居環境経済部長、鈴木建設部長、中山会計管理者、近藤消防長、鈴木議会議務局長の8名から発言の申し出がありましたので発言を許します。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） 貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

一言お礼のごあいさつを申し上げさせていただきます。

今、この場に立たせていただきまして、ついにこの日が来てしまったといった思いでございます。残り1週間ほどとなりましたですけれども、しばらくの間は体の疲労をいやし、家族とともに今後の身の振り方を改めて見つめ直していきたいというような思いでございます。これまで私に寄せていただきました御厚情に対しまして、心からお礼を申し上げますとともに、さらなる町民福祉の増進に向け、議会の皆様方の御活躍と御発展を心からお祈りを申し上げますとさせていただきます。

まことに簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

〔健康福祉部長 伊藤光幸君 登壇〕

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 退職に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

幸田町職員を拝命以来37年、気力、知力の衰えを実感し、このたび後進に道を譲ることといたしました。この間、議員の皆様には大変お世話になり、大過なく職務を遂行することができました。お礼を申し上げます。幸田町で生まれ育ち59年、私はこの町が大好きであります。幸田町が持続可能な町として今後も存続・発展できますよう、また、与えていただきました職場で頑張っていく所存でございます。

最後に、幸田町、幸田町議会のますますの御発展を御祈念申し上げまして、退職のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

〔健康福祉部長 伊藤光幸君 降壇〕

〔参事 長谷寿美夫君 登壇〕

○参事（長谷寿美夫君） 退職に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

私は、昭和51年から、現大須賀町長と県下市町村に先駆けまして電子計算機を導入し、20年以上にわたり電子計算、いわゆるコンピューター一筋に住民税から税料金等の役場のシステムを開発して携わってまいりました。また、幸田町全域にケーブルテレビ網を付設するなど、役場の職員としてというよりは、むしろシステムエンジニアというよう

な感じで公務員人生を終えるのかなと思っておりました。そんな私でしたが、最後は議場の場において議員の皆様方と討論をする機会を与えられたことは、公務員として最高に名誉なことであり、幸せな日々でございました。長い間、お世話になり、本当にありがとうございました。（拍手）

〔参事 長谷寿美夫君 降壇〕

〔環境経済部長 鳥居元治君 登壇〕

○環境経済部長（鳥居元治君） 議長のお許しをいただきましたので、貴重な時間を拝借して、一言お礼を述べさせていただきたいと思います。

幸田町に奉職いたしまして、過ぎてみれば早いもので、既に40年の時が過ぎ、卒業を迎えました。この途中におきましては、土曜日、日曜日にかかわらず、地元の方々と仕事をしたり、夜の説明会等で地域を回らせていただくなど大変なときもございました。しかし、今はそれらがとても楽しい思い出となっております。なお、無事に今日を迎えることができましたのも、議会初め、先輩、同僚、そして、後輩の支援、協力があつたればこそと改めてお礼を申し上げます。

結婚を機に町民の仲間入りをし、人情に厚く、環境にすぐれた町に住んだことを日々感謝しております。今後は一町民として町の発展を見ていくこととなりますが、皆様におかれましては、健康に御留意いただきまして、ますます活躍されるよう御祈念申し上げます、意は尽くしませんが、お礼の言葉とさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

〔環境経済部長 鳥居元治君 降壇〕

〔建設部長 鈴木富雄君 登壇〕

○建設部長（鈴木富雄君） 一言御礼のあいさつを申し上げます。

先ほどは町長より温かい御芳情を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

私の経歴は、土木、土地改良、都市計画の3課のみで、非常に簡単であります。中でも土地改良課では集落排水の担当ですので、本当に建設部一筋で行って来ました。就職から退職まで、技術職として事業担当の職責を全うできたことは本当に深く感謝申し上げます。

建設部の仕事は形になって残るため達成感はありましたが、新規に事業化する難しさ、これは常に痛感いたしました。至らない私が本当に長い間、大過なく過ごすことができましたのも、ひとえに皆様方の公私にわたる御支援と御厚情のたまものと深く感謝を申し上げます。

最後に、皆様方の御健勝と御多幸、そして、幸田町がさらに発展することを御祈念申し上げます、退職のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

〔建設部長 鈴木富雄君 降壇〕

〔会計管理者 中山 豊君 登壇〕

○会計管理者（中山 豊君） 御無礼します。議会の後、貴重なお時間をいただき、退職に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

御紹介のありましたように、3月をもって退職をさせていただくこととなりました。

在職中は議員の皆さん方には本当に温かい御指導・御支援をいただきまして、町民の皆さんのために、わずかばかりではございますが、勤めてこられたことに感謝の気持ちでいっぱいでございます。

私は退職をするわけでございますが、後輩の職員も、町のため、町民の皆さんのために一丸となってさらに頑張ってくれることと思っております。また、退職をしましてもお世話になることもあろうかと思っておりますので、その節は御指導・御鞭撻のほどをよろしくお願いをいたします。

最後に、重ねて議員各位にお礼を申し上げるとともに、幸田町の議会、幸田町のますますの発展と皆さんの御健康・御健勝を祈念いたしまして、退職のお礼の言葉とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

〔会計管理者 中山 豊君 降壇〕

〔消防長 近藤 弘君 登壇〕

○消防長（近藤 弘君） それでは、一言お礼とごあいさつを申し上げます。

幸田町にお世話になり38年、いろいろな思い出があります。当然仕事である消防の出来事が一番であることには変わりありませんが、幸田町の強さを感じたのは、この議会であります。鍛えていただいた議会に感謝するとともに、この議会及び町のますますの御発展を祈念してあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

〔消防長 近藤 弘君 降壇〕

〔議会事務局長 鈴木久夫君 登壇〕

○議会事務局長（鈴木久夫君） 退職に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどは町長から過分なお言葉をいただきまして大変恐縮をいたしております。私は、紹介があったように、昭和46年に採用されまして、42年間勤めさせていただきました。この間、税務や産業、あるいは建設部の関係の仕事に長く携わりました。微力ではありますが、自分なりに精いっぱいベストを尽くしたつもりであります。議会事務局では3年間在籍しましたが、残念な事件もございました。また、鈴木主幹の不幸もございましたが、議員の皆様方のお力添えと御指導によりまして、私も何とか議会事務局長としての責務を果たすことができたかなと思っております。本当に感謝し、お礼を申し上げたいと思います。

終わりに、議員各位のますますの発展と御活躍を心から御祈念を申し上げまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

〔議会事務局長 鈴木久夫君 降壇〕

○議長（池田久男君） 退職されます各部長におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力をいただき、まことにありがとうございました。

議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議長としても厚くお礼申し上げます。また、議事進行に御協力いただきましたことを議長として重ねてお礼申し上げます。

理事者各位には成立した各議案の執行に当たって、審議の過程において表明されました意見・要望等を十分尊重し、適切に運用され、一層の努力をされることを申し上げる次第であります。

大変長期間にわたる御審議に感謝を申し上げます。

これにて、散会といたします。

ありがとうございました。

大変長期間にわたる御審議、御苦労さまでした。

これをもって、散会といたします。

散会 午後0時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年3月25日

議 長 池 田 久 男

議 員 酒 向 弘 康

議 員 水 野 千 代 子